

○租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件

〔令和三年三月三十一日 財務省告示第八十号〕

〔最終改正 令和五年三月三十一日 財務省告示第八十五号〕

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補填金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人の令和三年分以後の所得税及び法人の令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（中型底はえ縄漁業の国際漁業再編対策事業に係る転廃業助成金等）

第一条 租税特別措置法（以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、根室漁業協同組合が令和二年十二月十四日に農林水産大臣の認定を受けた中型底はえ縄漁業の再編整備に関する実施計画（次項第二号において「実施計画」という。）に基づき、一般社団法人大日本水産会（明治四十二年五月十九日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）が国際漁業等再編対策事業費補助金の交付を受けて行う国際漁業再編対策事業を実施することに伴い、一般社団法人大日本水産会から交付された減船漁業者救済費交付金（当該減船漁業者救済費交付金と併せ根室漁業協同組合から交付された交付金で、当該減船漁業者救済費交付金と同一の目的を有するものを含む。以下この条において「減船漁業者救済費交付金等」という。）及び不要漁船処理費交付金（当該不要漁船処理費交付金と併せ根室漁業協同組合から交付された交付金で、当該不要漁船処理費交付金と同一の目的を有するものを含む。以下この条において「不要漁船処理費交付金等」という。）とする。

2 法第六十七条の四第一項に規定する減価補填金は、次に掲げるものとする。

一 減船漁業者救済費交付金等のうち経費補填金（漁具の処分に係る損失の額及び購入の代価に基づいて算定される部分に限る。）に相当する部分

二 不要漁船処理費交付金等のうち実施計画に従って廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分

3 法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、減船漁業者救済費交付金等のうち経費補填金以外の部分に相当する部分及び不要漁船処理費交付金等のうち前項第二号に掲げるもの以外の部分に相当する部分とする。

（いか釣り漁業の漁業再編対策事業に係る転廃業助成金等）

第二条 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、一般社団法人全国いか釣り漁業協会（昭和五十一年五月四日に社団法人全国沖合いかつり漁業協会という名称で設立された法人をいう。）が令和三年一月二十六日に水産庁長官の承認を受け、令和四年七月二十九日に水産庁長官の変更の承認を受けたいか釣り漁業の再編整備に関する事業計画（次項第二号において「事業計画」という。）に基づき、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団（平成十年十一月二十七日に財団法人日韓・日中新協定対策漁業振興財団という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）が韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業費補助金の交付を受けて行う漁業再編対策事業を実施することに伴い、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団から交付された減船漁業者救済費助成金及び不要漁船処理費助成金とする。

2 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補填金は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する減船漁業者救済費助成金のうち経費補填金（漁具の処分に係る損失の額及び購入の代価に基づいて算定される部分に限る。）に相当する部分

二 前項に規定する不要漁船処理費助成金のうち事業計画に従って廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分

3 法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する減船漁業者救済費助成金のうち経費補填金以外の部分に相当する部分及び同項に規定す

る不要漁船処理費助成金のうち前項第二号に掲げるもの以外の部分に相当する部分とする。